

地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所
令和2事業年度の業務実績に関する評価結果

令和3年8月
大阪府
大阪市

目 次

1 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の評価の考え方	4ページ
2 全体評価	6ページ
(1) 評価結果と判断理由 <全体評価にあたって考慮した事項> ① 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標 ② 令和2年度における重点的な取組み ③ 特筆すべき取組み (2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3 大項目評価	
3-1 「試験検査機能の充実」に関する大項目評価	8ページ
(1) 評価結果と判断理由 (2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-2 「調査研究機能の充実」に関する大項目評価	10ページ
(1) 評価結果と判断理由 (2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-3 「研修及び感染症情報の収集等」に関する大項目評価	12ページ
(1) 評価結果と判断理由 (2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-4 「地方衛生研究所の広域連携 及び特に拡充すべき機能」に関する大項目評価	14ページ
(1) 評価結果と判断理由 (2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-5 「業務運営の改善」に関する大項目評価	16ページ
(1) 評価結果と判断理由 (2) 評価にあたっての意見、指摘等	
3-6 「財務その他業務運営に関する重要事項」に関する大項目評価	18ページ
(1) 評価結果と判断理由 (2) 評価にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の評価の考え方

1 趣旨

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）にかかる評価は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会（公立大学以外の法人）の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方」（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、年度計画、中期計画の進捗状況等を数値目標の達成状況や具体的な事例等により評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び法人の試験検査、調査研究力等の向上に資することとする。
- (2) 大阪府、大阪市の地域保健対策及び公衆衛生の向上を技術的側面から支援する「地方衛生研究所」としての特性に配慮した評価を行うこととする。
- (3) 府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。
- (4) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、事業年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を「項目別評価」と「全体評価」により行う。
 - ① 事業年度評価の項目別評価は、中期計画及び年度計画に基づく小項目、大項目で行う。
 - ② 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の項目別評価は、中期計画に基づく大項目で行う。
- (2) 「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、大阪府知事（以下「知事」という。）が評価を行う。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。
- (4) なお、「項目別評価」、「全体評価」とともに、研究内容の評価に関しては法人の評価方法に任せることとし、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、評価を実施する。

4 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 知事による小項目評価、(3) 知事による大項目評価の手順で行う。

(1) 法人による自己評価

① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況についてI～Vの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）など、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約（平成30年4月1日施行）に定める事項を記載する。

③ 自己評価の区分は次のとおりとする。

V…年度計画を大幅に上回って実施している

（客観的に高く評価された成果があった場合）

IV…年度計画を上回って実施している

III…年度計画を順調に実施している

II…年度計画を十分に実施できていない

I…年度計画を大幅に下回っている

- ④ 業務実績報告書には、特記事項として、特筆すべき取組や遅れている取組の理由、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

(2) 知事による小項目評価

- ① 知事において、法人の自己評価、目標設定の妥当性及び府市研究所の統合・法人化後の取組等を総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、I～Vの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。
- ③ 知事による評価と法人の自己評価が異なる場合は、知事が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 知事による大項目評価

- ① 知事において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。

事業年度評価		中期目標期間（見込）評価
S	特筆すべき進捗状況	特筆すべき達成状況
A	計画どおり	目標どおり達成
B	おおむね計画どおり	おおむね目標どおり達成
C	計画を十分に実施できていない	目標を十分には達成できていない
D	重大な改善事項あり	法人の組織、業務等に見直しが必要

5 全体評価の具体的方法

- (1) 知事において、項目別評価の結果を踏まえ、事業年度評価を行う際は、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、また中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を行う際は、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、統合・法人化を契機とした改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮等）を積極的に評価することとする。

6 評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、各事業年度に該当する業務実績報告書を作成し、知事に提出する。
【6月末まで】
- (2) 知事において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、大阪市長（以下「市長」という。）と協議の上、評価（案）を作成する。【7～8月】
- (3) 地方独立行政法人法に定めるもののほか、必要に応じて評価委員会の意見聴取を行い、評価（案）を取りまとめる。
- (4) 評価（案）について法人に意見申し立て機会を付与する。
- (5) 知事において、評価委員会における意見表明の結果等を踏まえ、市長と協議の上、評価を決定する。【9月】

2 全体評価

(1) 評価結果と判断理由

- 令和2事業年度の業務実績に関する評価については、8ページ以降に示すように、「試験検査機能の充実」、「調査研究機能の充実」、「研修及び感染症情報の収集等」「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」「業務運営の改善」「財務その他業務運営に関する重要事項」の全ての大項目について、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。その根拠として以下のことが挙げられる。
- ・急増した新型コロナウイルス検査に対して、検査機器の追加整備や全所的な協力体制を整えることで、新型コロナウイルス感染症流行前の約14倍の検査に対応した。
 - ・「疫学調査チーム設置運営要綱」を策定し、疫学調査チーム（O-FEIT）を設置した。また、府知事の要請に基づき府内保健所へ派遣、新型コロナウイルス感染症の疫学調査支援活動を行い、感染拡大のリスク評価をはじめとした感染拡大防止に貢献した。
- 以上の大項目評価等の結果に加え、大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標、重点的な取組みなどを総合的に考慮し、令和2事業年度の業務実績については、「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」とした。
- なお、法人の取組を俯瞰して、知事として、次の意見を付記する。
【大阪健康安全基盤研究所は、府民の健康と安全を守るという重要な役割を担う研究所である。統合・独法化4年目においては、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックに際して、法人一丸となり大量の検査に適切に対応するとともに、疫学調査チームによる府内保健所への支援活動を行うなど、地方衛生研究所の使命を着実に果たしている。今後、施設一元化後を見据えた業務統一化を図り、更に統合・独法化の効果を発揮することで、健康危機事象発生時における科学・技術面からの拠点機能を担うとともに、西日本の中核となる地方衛生研究所を目指していただきたい。】

試験検査機能の充実 (8ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
調査研究機能の充実 (10ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
研修及び感染症情報 の収集等 (12ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
地方衛生研究所の 広域連携及び特に 拡充すべき機能 (14ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
業務運営の改善 (16ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
財務その他業務運営 に関する重要事項 (18ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり

法人の基本的な目標、令和2年度の重点的な取組み等を
総合的に考慮して・・・

＜全体評価の評価結果＞
「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」

＜全体評価にあたって考慮した事項＞

①地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与することを目的とする。

②令和2年度における重点的な取組み

令和2年度においては、次のような事項に重点的に取り組んだことを確認した。

- ・急増した新型コロナウイルス検査に対して、検査機器の追加整備や全所的な協力体制を整えることで、新型コロナウイルス感染症流行前の約14倍の検査に対応した。
- ・独自に開発した検出法により、新型コロナウイルスの変異株検査を実施し、関係行政機関へ適時に情報を提供した。
- ・新型コロナウイルス感染症の疫学調査支援活動で得た情報を収集・整理した情報を毎週府内保健所へ発信した。
- ・報道機関との定期連絡会を開催し、施設見学を実施するほか、報道機関からのニーズが高い情報についての解説等を行うことで多数の報道機関の参加を得た。また、ホームページによる情報発信により、アクセス数が昨年度の2倍となった。
- ・衛生微生物技術協議会における近畿レファレンスセンターとして、16種中13種の微生物等を担当し、他の地方衛生研究所に対し技術協力や助言を行った。
- ・府内中核市からの昨年度の約4倍に相当する大量の検査依頼に対応した。
- ・「疫学調査チーム設置運営要綱」を策定し、疫学調査チーム（O-FEIT）を設置し、府知事の要請に基づき府内保健所へ派遣、新型コロナウイルス感染症の疫学調査支援活動を行い、感染拡大のリスク評価をはじめとした感染拡大防止に貢献した。
- ・行政担当部局、府内保健所等の職員に対し、現場での直接指導や疫学研修を行い、対応能力の向上を図った。

③特筆すべき取組み

項目別評価の結果をもとに、特筆すべき取組みについて、次のとおりその成果を評価した。

*急増した新型コロナウイルス検査への適切な対応及び検査の実施

*疫学調査チーム（O-FEIT）による府内保健所における疫学調査支援活動の実施

（2）評価にあたっての意見、指摘等

- ・新型コロナウイルス感染症パンデミックにおける大量の検査への対応、疫学調査チームによる精力的な疫学調査支援活動の実施、報道機関等に対するニーズに応じた情報発信、競争的外部資金の積極的な確保などの成果を挙げた。また、一元化施設整備工事の着手や検査業務等の集約化など、一元化に向けた取組みも計画的に進められている。
- ・これらを踏まえ、令和2事業年度における取組みは「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している」と評価した。
- ・今後も、施設整備についてはスケジュール通りに進むよう、法人一丸となって取り組むこと。また、施設一元化後を見据えた業務統一化を図るとともに、さらなる機能強化をはじめとした、検査・研究体制の充実強化に努められたい。

3-1 「試験検査機能の充実」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
 - ・急増した新型コロナウイルス検査に対して、検査機器の追加整備や全所的な協力体制を整えることで、新型コロナウイルス感染症流行前の約 14 倍(H29~30 の全ウイルス検査平均:約 4.3 千件、R2:約 6 万件)の検査に対応したことを評価した。
 - ・独自に開発した検出法により、新型コロナウイルスの変異株検査を実施し、関係行政機関へ適時に情報を提供したことを評価した。
 - ・検査の集約や統一的な機器標準作業書の運用を開始するなど、業務統一化に向けた検討、実施を順調に進めていることを評価した。
 - ・精度管理室が中心となり、検査業務の内部監査や外部精度管理調査を計画的に進めたことを評価した。
 - ・統一的な教育訓練実施要領を作成することで、知識やスキルの一元管理を図ったことを評価した。
 - ・検査結果の誤報告に際しては、全所体制で原因を究明し、再発防止策を講じるなど、信頼性確保に向けた取組みを進めたことを評価した。

以上により、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

2 項目すべてが小項目評価のⅢ又はⅣに該当するため、A評価（「計画どおり」進捗している）に該当する。

分野	V	IV	III	II	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(1) 迅速かつ正確な検査の実施	—	★	—	—	—
(2) 信頼性確保・保証業務の実施	—	—	★	—	—

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

特筆すべき小項目評価 (() は小項目番号)

(1) 迅速かつ正確な検査の実施

- ・新型コロナウイルス検査需要の急増に際し、リアルタイムPCR・核酸抽出装置等の機器を追加整備するとともに、法人内で部課を越えた応援体制を整備し、検査を実施した(H29~30 の全ウイルス検査平均:約 4.3 千件と比較すると、約 14 倍となる約 6 万件を実施)。
- ・新型コロナウイルスの変異株について、国から変異スクリーニング法が提示されるのに先んじて、独自に開発した検出法を用いて検査を実施し、関係行政機関に適時情報提供した。
- ・森ノ宮・天王寺両センターで実施している検査項目のうち、「放射性セシウム」および「パツリン」について、一方に集約するほか、食品化学分野における機械器具保守管理標準作業書の統一した運用開始や、組換え遺伝子、TBHQ および PCB の検査法について統一標準作業書を作成するなど、施設統合に向けた取組みを行った。
- ・老朽化の著しい機器について隨時更新するとともに一元化施設実施設計において整理した移転時における機器類の新規調達、更新、移設、廃棄リストの更新を行った。また、令和3年度以降の更新計画について、府市と協議を進め、特に劣化の著しい森ノ宮センターの機器類については令和3年度での購入予算を確保した。

(2) 信頼性確保・保証業務の実施

- ・検査業務ごとに作成されている教育訓練マニュアルを一本化し、信頼性確保部門において教育訓練実施要領を作成した。
- ・新型コロナウイルス検査での誤報告が判明した際には、それ以前の検査結果約 2 万件を点検し、他に同様の事案がないことを確認した。また、当該事案の重大性に鑑み、検査工程を詳細に点検して原因究明を図るとともに、ダブルチェックが有効に機能するよう必要な改善措置を行った。
- ・外部精度管理調査（理化学 12 件、微生物 13 件）への参加や、食品衛生検査、水質検査、許可試験における内部監査の実施など、検査制度を保証する取組みを推進した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ・新型コロナウイルス感染症によるパンデミックにおいては、大量の検査を法人一丸となって精力的に対応したほか、独自に開発した検出法により新型コロナウイルスの変異株検査を実施したことを評価する。
- ・また、検査結果の誤報告に際し講じた再発防止策の徹底や計画に基づいた監査等の実施を続け、検査機関としての信頼性確保に努められたい。
- ・施設一元化に向け、引き続き、検査業務統一化を図られたい。

3-2 「調査研究機能の充実」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
 - ・新型コロナウイルス感染症の変異株に関し、特徴的なアミノ酸変異を検出できるPCR法を用いた検出法を作成したことを評価した。
 - ・調査研究課題について、外部有識者による評価委員会において、地衛研で実施する研究としての必要性や学術的水準なども考慮し標準以上の評価（平均3.85）を受けたことを評価した。
 - ・研究成果発表は90件であり、数値目標（76件）を上回ったことを評価した。
 - ・研究企画課を中心に、競争的外部研究資金の獲得に向け、募集情報の収集・周知を積極的に行うとともに、所内で蓄積されたノウハウを活かして申請書類の作成について支援するなど、外部研究資金の積極的獲得に努めたことを評価した。
 - ・競争的外部研究資金への応募件数は48件で、数値目標（40件）を上回ったことを評価した。

以上により、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

2項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A評価（「計画どおり」進捗している）に該当する。

分野	V	IV	III	II	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(3) 調査研究課題の設定、調査研究の推進、調査研究の評価	—	—	★	—	—
(4) 共同研究の推進と調査研究資金の確保	—	—	★	—	—

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

特筆すべき小項目評価 (()) は小項目番号)

(3) 調査研究課題の設定、調査研究の推進、調査研究の評価

- ・調査研究課題を通じて検査手法の開発など府市の衛生行政課題へ対応し、研究成果の社会還元を推進した。
- ・新型コロナウイルスの変異株について、特徴的なアミノ酸変異を検出できる PCR 法を用いた検出法を作成した。
- ・研究の論文発表・著書等による成果発表数は 90 件であり、数値目標の【76 件】を上回った。
- ・外部有識者から成る調査研究評価委員会を開催し、評価対象となった課題の総合評価は 5 段階評価で 3.2~4.4 (平均 3.85) であり、その結果をホームページで公表した。指摘事項については、個別に対応を検討し、評価委員に回答した。

(4) 共同研究の推進と調査研究資金の確保

- ・競争的外部研究資金の獲得を図るために、募集情報の収集と周知や、過去に採択された研究計画調書を法人内で公表する等、研究員の支援を行った結果、応募件数は 48 件でとなり、数値目標の【40 件】を上回った。
- ・学術分野や産業界等との受託研究を 12 件、共同研究を 27 件実施した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ・新型コロナウイルス感染症の変異株に関する検出法を作成するなど研究を推進するほか、研究成果発表も数値目標を上回っており、着実に研究機能の充実を図っている。
- ・競争的外部研究資金への応募件数は 48 件で数値目標 (40 件) を上回っており、資金獲得による研究機能の活性化につなげている。今後も、組織的な奨励・支援の取組みを推進されたい。
- ・大安研の特性や強みを活かし、学術分野や産業界と連携した受託研究や共同研究の推進に努められたい。

3-3 「研修及び感染症情報の収集等」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
 - ・新型コロナウィルス感染症の疫学調査支援活動で得た情報等を収集・整理した情報を毎週府内保健所へ発信し、疫学調査チーム職員が派遣された保健所では、当該職員からの説明を受けながら地域差分析を実施するなど、本情報が有益に活用されていることを評価した。
 - ・報道機関との定期連絡会を開催し、施設見学を実施するほか、報道機関からのニーズが高い情報についての解説等を行うことで多数の報道機関(R2:延べ32社)の参加を得たことを評価した。
 - ・ホームページによる情報発信により、アクセス数が昨年度の2倍(R1:約85万件、R2:約170万件)となったことを評価した。
 - ・新型コロナウィルス感染症の流行に伴い、行政機関や大学等からの実地研修依頼が激減したことから、行政職員への研修回数、公衆衛生関係者への研修受講者数ともに目標を下回ったが、新型コロナウィルス検査に関する研修など、行政から要望のあった技術研修等について実施し、公衆衛生に係る研修指導に努めたことを評価した。

以上により、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり

＜小項目評価の集計結果＞

2項目すべてが小項目評価のⅢ又はⅣに該当するため、A評価（「計画どおり」進捗している）に該当する。

分野	V	IV	III	II	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実	—	★	—	—	—
(6) 研修指導体制の強化	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

特筆すべき小項目評価 (() は小項目番号)

(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実

- ・新型コロナウイルス感染症の疫学調査支援活動で得られた発生状況を府内保健所へ毎週1回発信し、解析結果を中間報告書として大阪府に適宜提出した。
- ・報道機関に対する連絡会を毎月開催し、多くの報道機関（R2:延べ32社）の参加を得た。
- ・新型コロナウイルス感染症等に関する最新情報をホームページで適時発信した結果、令和元年度の約2倍（R1:約85万件、R2:約170万件）のアクセス数を得た。
- ・大安研メルマガに感染症週報を掲載し、大阪府の感染症情報を発信した。

(6) 研修指導体制の強化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、府内行政機関の業務過多と大学等の活動自粛により研修依頼が激減し、府内関係職員に対する技術研修の実施回数は9回（数値目標：12回）、公衆衛生関係者や大学生を対象とした研修・見学受入れ人数は64人（数値目標：200人）と、ともに当初計画していた目標を下回ったが、新型コロナウイルス検査に関する研修など、計画外の新たな研修ニーズに対応し、公衆衛生に係る研修指導に努めた。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ・新型コロナウイルス感染症の疫学調査支援活動等を通じて得た情報等を収集・整理し、府内保健所等に専門的知見の提供を行ったことを評価する。
- ・報道機関や一般市民のニーズに対応した積極的な情報を発信することで、報道機関との連絡会における参加数やホームページアクセス数の増加といった実績をあげるなど、成果に結び付けた。
- ・引き続き、疫学情報の収集・解析を進め、広く行政や府民等に対して有用な情報提供を行うとともに、公衆衛生に係る適時・適切な情報発信の実施に努められたい。

3-4 「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
 - ・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部クラスター対策班と協力し、府内保健所における疫学調査等を支援したことを評価した。
 - ・衛生微生物技術協議会における近畿レファレンスセンターとして、16種中13種の微生物等を担当し、他の地方衛生研究所に対し技術協力や助言を行ったことを評価した。
 - ・府内中核市からの昨年度の約4倍(R1:約2.8千件、R2:約1.2万件)に相当する大量の検査依頼に対応したことを評価した。
 - ・「疫学調査チーム設置運営要綱」を策定し、疫学調査チーム（O-F E I T）を設置した。また、府知事の要請に基づき府内保健所へ派遣、新型コロナウイルス感染症の疫学調査支援活動を行い、感染拡大のリスク評価をはじめとした感染拡大防止に貢献したことを評価した。
 - ・行政担当部局、府内保健所等の職員に対し、現場での直接指導や疫学研修を行い、対応能力の向上を図ったことを評価した。
 - ・新型コロナウイルス感染症等に関して、数理疫学モデルを用いた疫学解析等を実施し、行政へ情報提供を行ったことを評価した。
 - ・RSウイルス感染症の流行期変動を統計学的に証明し、行政へ提供したことを評価した。
 - ・大阪大学への招へい教員の派遣や社会医学系専門医研修プログラムへ参画するなど、公衆衛生分野の人材育成に貢献したことを評価した。

以上により、大項目評価としては、A 評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

4項目すべてが小項目評価のⅢ又はⅣに該当するため、A 評価（「計画どおり」進捗している）に該当する。

分野	V 計画を大幅に 上回って実施 している	IV 計画を上回っ て実施してい る	III 計画を順調に 実施してい る	II 計画を十分に 実施できてい ない	I 計画を大幅に 下回ってい る
	—	★	—	—	—
(7) 全国ネットワーク 及び国立研究機関との 連携など	—	★	—	—	—
(8) 健康危機事象発生 時等における研究所の 果たすべき役割など	—	★	—	—	—
(9) 疫学解析研究への 取組み	—	—	★	—	—
(10) 学術分野及び産 業界との連携	—	—	★	—	—

＜小項目評価にあたって考慮した事項＞

特筆すべき小項目評価 (() は小項目番号)

(7) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携など

- ・法人に設置した疫学調査チーム(O-FEIT: Osaka-Field Epidemiologic Investigation Team)が、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部クラスター対策班と情報共有・相互協力しながら、府内保健所の疫学調査等の支援活動を行った。
- ・衛生微生物技術協議会における近畿のレファレンスセンターとして、16種中13種の微生物等を担当し、近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼に対応した。
- ・府内保健所等（中核市）から、食品、食中毒、感染症、家庭用品等について、令和元年度の約4倍（R1:約2.8千件、R2:約1.2万件）に相当する大量の依頼を受け、検査を実施した。

(8) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割など

- ・疫学調査チーム設置運営要綱を定め、疫学調査の常設専門家チームを始動させた。また、大阪府知事のO-FEIT派遣要請をうけ、大阪府内保健所で新型コロナウイルス感染症の疫学調査支援活動を行い、積極的疫学調査で得られた情報からの状況把握と感染拡大のリスク評価を実施して感染症対策に貢献した。
- ・行政担当部局・府内保健所等の職員に対し、疫学研修やクラスター対策チーム員の養成研修を行い、現場対応能力の向上を図った。

(9) 疫学解析研究への取組み

- ・新型コロナウイルス感染症に関し、中華人民共和国の発生動向を数理疫学モデルにより解析し、大阪府に情報提供するとともに、大阪府内の発生動向について疫学指標を用いて解析し、緊急事態宣言など非医療的介入は感染抑制に寄与したことを提示した。
- ・RSウイルス感染症の流行期変動を統計学的に証明し、大阪府や大阪感染症情報解析委員会に情報提供した。

(10) 学術分野及び産業界との連携

- ・大阪大学へ招へい教員を派遣し、学生に対する講義及び研修の実施や、大阪大学社会医学系専門医研修プログラムへ参画するなど、公衆衛生分野の人材育成に貢献した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ・衛生微生物技術協議会における近畿レファレンスセンターとして、近畿の地方衛生研究所における中核的な役割を果たすとともに、大量の検査依頼に対応することにより、府内中核市を支援した。
- ・疫学調査チームを設置し、府内保健所等における感染拡大のリスク評価、実地指導や疫学研修等を行うなど、精力的な支援を行うことで、府内保健所等職員の知見や現場対応能力の向上に貢献したことを評価する。
- ・感染症分野における疫学解析研究の充実を図り、行政機関への有用な情報提供を行うなど、西日本の地方衛生研究所における中核的な役割を果たすよう努められたい。

3-5 「業務運営の改善」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
 - ・事務処理の簡素化・効率化を図り、実施細目準則の策定、また押印義務の見直しについて、令和3年度からの運用開始に向け検討を行ったことを評価した。
 - ・新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴う検査人員の不足について、研究所内の協力体制の整備等を行うことで検査体制の強化を推進したことを評価した。
 - ・職員の能力向上のため、職階別研修や、外部機関との合同研修などの実施により研修制度充実に取り組んだほか、職員表彰を通じて職員のモチベーションアップを図ったことを評価した。
 - ・人事評価制度の試行実施を開始するとともに、研修や勤務意欲への影響を把握するため全職員対象のアンケートを実施するなど、令和3年度からの本格実施に向けた取組みを進めたことを評価した。

以上により、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

2項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A評価（「計画どおり」進捗している）に該当する。

分野	V	IV	III	II	I
	計画を大幅に上回って実施している	計画を上回って実施している	計画を順調に実施している	計画を十分に実施できていない	計画を大幅に下回っている
(11) 組織マネジメントの実行など	—	—	★	—	—
(12) 人材の育成及び確保など	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

特筆すべき小項目評価 (()) は小項目番号)

(11) 組織マネジメントの実行など

- ・令和元年度に設置した「外部アドバイザー制度」を活用し、新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査等に関する法人運営について、外部有識者から知見を得た。
- ・令和3年度からの運用開始に向けて、実施細目準則の策定や押印義務の見直しを行ったほか、森ノ宮センターにおいてダイヤルイン・システムを導入し、事務処理の簡素化・効率化の推進を図った。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う検査人員の不足について、法人全体での協力体制を整備するとともに、非常勤職員を採用することで検査体制の強化を行った。

(12) 人材の育成及び確保など

- ・人事評価制度について、令和2年4月から試行実施を行い、令和3年度からの適切かつ円滑な本格実施に向けて、研修等を実施するとともに、職員の勤務意欲への影響を把握するためアンケートを実施した。
- ・職員の人材育成・能力向上のため、新規採用職員向け、管理職職員向けなどの職階別研修や外部機関との合同研修などを実施した。
- ・職員の勤務意欲向上のため、職員表彰等規程に基づき、優秀職員表彰（研究開発賞）優秀賞2名及び2グループ、功績職員表彰1グループの表彰を実施した。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ・意思決定の迅速化を図る等、事務処理の簡素化・効率化を図っている。引き続き、柔軟かつ機動的な法人運営に取り組まれたい。
- ・人事評価制度について、令和3年度からの本格実施へ向けた取組みを進めた。適正な勤務成績評価を通じて職員の職務能力及び勤務意欲の向上を図られたい。

3-6 「財務その他業務運営に関する重要事項」に関する大項目評価

(1) 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A評価（「計画どおり」進捗している）となる。
 - ・ホームページを活用し一般競争入札を推進し、効率的な予算執行に努めたことを評価した。
 - ・研究職を含めた幹部職員を対象に公認会計士を講師とした会計研修を実施することで、職員のコスト意識の向上を図ったことを評価した。
 - ・安全衛生委員会の定期的な開催、産業医による職場巡視を行い、快適な職場環境づくりに取り組んだ。また、弁護士を窓口とする公益通報や研究不正に関する外部相談窓口を新たに設置するなど、コンプライアンスの徹底に向けた取組みを進めたことを評価した。
 - ・一元化施設整備工事に着手し、計画的な整備に取り組んだことを評価した。
 - ・一元化施設移行に関する取組みの進捗管理や課題解決に向けた検討を行うための検討チームを設置し、円滑な移行に向け検討を進めたことを評価した。

以上により、大項目評価としては、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C やや遅れてい る	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

3項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A評価（「計画どおり」進捗している）に該当する。

分野	V 計画を大幅に 上回って実施 している	IV 計画を上回っ て実施してい る	III 計画を順調に 実施している	II 計画を十分に 実施できてい ない	I 計画を大幅に 下回っている
	—	—	★	—	—
(13) 財務内容の改善 に関する目標を達成す るためにとるべき措置	—	—	★	—	—
(14) その他業務運営 に関する措置	—	—	★	—	—
(15) 施設及び設備機 器の活用及び整備	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

特筆すべき小項目評価 (()) は小項目番号)

(13) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・健全な財務運営を図るため、ホームページを活用した一般競争入札を実施（42件）するなど、効率的な予算執行に努めた。
- ・研究職も含めた幹部職員を対象に、公認会計士を講師に「地方独立法人大阪健康安全基盤研究所を取り巻く会計制度」と題した会計研修を実施した。

(14) その他業務運営に関する措置

- ・安全衛生委員会を定期的に開催し、職員に対して職場環境改善・労働衛生に関する理解と意識の向上を図るとともに、感染症法に基づく教育訓練、化学物質リスクアセスメント等を実施し、事故等の防止に取組んだ。また、新型コロナウイルス、メタボリックシンドロームに関する研修を実施するなど、職員が安全かつ快適に働く環境づくりに取組んだ。
- ・法人環境方針に基づき、令和2年度の数値目標を設定し、ホームページにおいて公表の上、半期毎に達成度合いの確認を行いつつ取組を進めた結果、令和2年度は概ね数値目標を達成した。
- ・弁護士を窓口とする、公益通報及び研究活動における不正行為の通報に関する外部相談窓口を設置するほか、新規採用者職員に対する研修、研究活動における不正防止に関する研修を実施するなど、コンプライアンスの徹底に努めた。

(15) 施設及び設備機器の活用及び整備

- ・「一元化施設整備工事周辺建物等事前調査業務」を行うとともに、「一元化施設整備工事」及び「一元化施設整備工事監理業務」に着手した。
- ・府市と情報共有等を図るため連絡協議会を設置、開催するとともに、一元化施設移行に関する取組みの進捗管理や課題解決に向けた検討を行うため、法人内に組織横断的な検討チームを設置、開催し、円滑な移行に向けた協議を行った。

(2) 評価にあたっての意見、指摘等

- ・公益通報等の外部相談窓口を新たに設置するなど、コンプライアンスの徹底に向けた取り組みを進めた。
- ・施設一元化の円滑な移行に向けた検討を進めている。引き続き一元化施設の整備がスケジュール通りに進むよう、法人が一丸となって取組むこと。